

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年1月26日
【発行者名】	日本プライムリアルティ投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 金子 博人
【本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲一丁目9番9号
【事務連絡者氏名】	株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメント 取締役財務部長 古屋 康夫
【電話番号】	03-3231-1051
【届出の対象とした募集（売出）内国 投資証券に係る投資法人の名称】	日本プライムリアルティ投資法人
【届出の対象とした募集（売出）内国 投資証券の形態及び金額】	形態：投資証券 発行価額の総額：一般募集 376億円 売出価額の総額：オーバーアロットメントによる売出し 22億円 (注1) 発行価額の総額は、本書の日付現在における時価を基準として算出した見込額です。 ただし、今回の一般募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。 (注2) 売出価額の総額は、本書の日付現在における時価を基準として算出した見込額です。 ただし、今回の売出しは、一般募集において、その需要状況等を勘案し、本投資証券5,000口を上限として行われる予定のオーバーアロットメントによる売出しであり、売出価額の総額はその上限を示したものです。
【安定操作に関する事項】	1. 今回の一般募集及び売出しに伴い、本投資法人の発行する上場投資証券について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、証券取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2. 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所有価証券市場を開設する証券取引所は、株式会社東京証券取引所です。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成19年1月17日に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、手取金の使途に関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 内国投資証券（投資法人債券を除く。）

1. 募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる一般募集）
(13) 手取金の使途

_____ 罫の部分は訂正箇所を示します。

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】

1【募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる一般募集）】

(13)【手取金の使途】

<訂正前>

本募集における手取金（376億円）は、本募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金（上限21億円）と併せて、本投資法人の借入金の返済及び本投資法人による新たな特定資産（投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。）の取得資金等に充当します。

（後 略）

<訂正後>

本募集における手取金（376億円）は、本募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金（上限21億円）と併せて、本投資法人の借入金の返済 （270億円） 及び本投資法人による新たな特定資産（投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。）の取得資金等 （127億円） に充当します。

（後 略）